

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市協賛取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、米原市で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会および競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)の趣旨に賛同する企業、団体・個人(以下「協賛者」という。)から協賛を受ける場合における取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 協賛の内容

協賛の内容は、金銭(以下「協賛金」という。)または大会の広報啓発、歓迎装飾、競技運営、その他運営に関する物品等(以下「協賛物品等」という。)の受入れによるものとし、これらの提供または貸与、借用の形態は、別表第 1 のとおりとする。

協賛の受入れは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に反するものおよび公の秩序または良俗を乱すおそれのあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的であると認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

### 3 協賛の受入れの拒否等

実行委員会は、協賛者が米原市暴力団排除条例(平成 23 年米原市条例第 36 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体等に該当すると認めるときは、協賛物品等の受入れを拒否し、または既に収納した協賛物品等を返還するものとする。

この場合において、実行委員会は、受入れ拒否の取扱いをしたときは、その理由、経過等を記録するものとする。

### 4 協賛の実施方法

協賛の実施方法は、次によるものとする。

- (1) 協賛者が協賛しようとするときは、協賛申込書(様式第 1 号)により実行委員会に申し込むものとする。
- (2) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第 2 号)を協賛者に交付するものとする。
- (3) 協賛金については、実行委員会が指定する口座への金銭納入とし、その資金は実行委員会の予算に計上し、必要な協賛物品等の経費に充てるものとする。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用および協賛金の振込みに係る手数料は、原則として協賛者の負担とする。

### 5 協賛の特典

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛者の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示をすることが不適当な場合には、大会のプログラム、米原市のウェブサイト、屋外 PR 看板等の掲載等の方法により表示するものとする。
- (2) 前号により協賛者の表示を行う場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(3) 第1号による表示のほか、協賛する企業・団体の要望に応じ、BGMの一部として、競技会場周辺において当該企業・団体の商業ソングを流すことができる。

6 協賛への謝意の表明

(1) 実行委員会は、協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状等を贈呈し、謝意の表明を行うものとする。

(2) 謝意の表明の内容等は、協賛物品等の評価額または協賛金の額に応じて、別表第2のとおりとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、この取扱要領の施行日から大会終了までとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和5年5月27日から施行する。

別表第1（第2項関係）

区 分	提 供（例示）	貸 与・借 用（例示）
広報啓発 に関する物品	広報啓発用ノベルティグッズ、啓発 看板、のぼり旗・懸垂幕、情報誌等 広告掲載、自動車等のラッピング等	自動車（自動車ラッピングを含む。） 等
歓迎装飾 に関する物品	啓発看板、歓迎のぼり旗・懸垂幕、 特産物等	
競技運営 に関する物品	ホッケー用ゴール、防球フェンス、 防球ネット、デジタルタイマー、テ ント、スタッフ用ポロシャツ・ウイ ンドブレーカー、スポーツドリン ク・飲料水、大会記念ノベルティグ ッズ、救護・介護用品等	ホッケー用ゴール、防球フェンス、 防球ネット、テント、デジタルタイ マー等
その他運営 に関する物品等	ごみ袋、トイレトペーパー、ペー パータオル、拡声器等	プレハブ（事務所・更衣室・倉庫）、 仮設トイレ、臨時駐車場用地等

別表第2（第6項関係）

協賛者	協賛物品等の評価額 または協賛金の額	贈呈する物	贈呈方法	贈呈者
企業・団体	50万円以上	感謝状	贈呈式	実行委員会会長または 副会長
	50万円未満 10万円以上		持 参	実行委員会事務局長
	10万円未満	礼 状	郵 送	—
個人	10万円以上	感謝状	贈呈式	実行委員会会長または 副会長
	10万円未満 5万円以上		持 参	実行委員会事務局長
	5万円未満	礼 状	郵 送	—

※感謝状の贈呈に当たっては、協賛者の意向に応じるものとする。